

見積合せ説明書

下記に係る見積合せについては、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 見積合せに付する事項

調達案件名称	堺市民芸術文化ホール設備運転監視及び点検・保守業務
業務概要	設備機器の操作および日常巡視点検・定期点検等を行い、施設の安全、維持管理、環境衛生を確保することで、円滑な施設の運営に寄与すること。
契約方法	見積合せ
見積金額	総価（詳細は後記8（2）を参照。）
見積明細書	不要
契約方法	総価契約
最低制限価格	設定しない
事後審査	無
契約期間	契約締結日から平成32年3月31日まで ※通常業務開始日は平成31年4月1日を予定。必要に応じ事前準備を行うこと。
履行場所	契約書又は仕様書に記載のとおり
発注部署	後記「2」のとおり

2 契約事務担当部署

郵便番号	590-0046
所在地	堺市堺区熊野町東4丁4-20林ビル6階
所属	公益財団法人堺市文化振興財団 堀市民芸術文化ホール準備室 担当：大山、佐々木、今井
電話番号等	TEL: 072-232-1400 FAX: 072-232-0110
メールアドレス	f-sacay@sakai-bunshin.com

3 見積合せ参加資格

当該案件への参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申請締切日から見積書提出締切日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含

む。) を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第223条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 参加申請締切日から見積書提出締切日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (5) 当該案件の参加者が、他の参加者を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。
- (6) 組合については、その構成員が当該案件に参加の申込みをしていないこと。
- (7) 見積合せ説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること。

4 スケジュール

(1) 仕様書等の配布

配布期間	書類ごとに設定
配布方法及び手続の詳細	後記「5」のとおり

(2) 参加申請

申請期間	掲載日から 平成31年2月20日 正午まで
申請方法及び手続の詳細	後記「6」のとおり

(3) 質疑の申請

申請期間	掲載日から 平成31年2月20日 正午まで
質疑方法及び手続の詳細	後記「7」のとおり

(5) 見積書の提出

提出期間	平成31年2月18日 午後1時から
------	----------------------

	平成31年2月26日 正午まで
見積方法及び手続の詳細	後記「8」のとおり

5 仕様書等の配布

(1) 配布期間

見積合せ説明書、仕様書等	掲載日から 当該案件の公開期間終了日時まで
--------------	--------------------------

(2) 配布方法

当該案件の仕様書等の関係書類は、財団ホームページまたはフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

財団ホームページ：<http://www.sakai-bunshin.com/>

フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページ：<https://www.fenice-sacay.jp/>

(3) 費用及び目的外使用の禁止

仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の見積り以外の目的で使用してはならないこととし、見積合せ終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

6 参加申請

(1) 参加申請

参加者は、下記のとおり、参加申請締切日までに参加申請を行わなければならない。

(2) 申請手続

申請期間	前記「4 (2)」のとおり
申請先	前記「2」の契約事務担当部署のとおり
申請書類	見積合せ参加申請書 ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。
申請方法	直接持参または郵送（FAX不可）してください。 【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。 【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「2」の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

(3) その他注意事項

ア 申請に要する費用は、参加者が負担すること。

イ 事前審査書類に虚偽の記載があれば、当該案件の参加資格を認めないものとする。

7 質疑申請及び回答の公表

(1) 仕様書等に係る質疑

契約書及び仕様書等に関する質疑がある場合は、下記申請期間内に、質問書（本財団様式）により質問の内容を、前記「2」の契約事務担当部署に提出しなければならない。

申請期間	前記「4 (4)」のとおり
申請先	前記「2」の契約事務担当部署のとおり
申請方法	メールでの提出に限る。 上記申請期間内に必着とする。なお、提出した旨を、前記「2」の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
申請書類	質問書（契約書・仕様書等関係）（本財団様式）

(2) 見積合せ説明書に係る質疑

見積合せ説明書に関する質疑がある場合は、下記申請期間内に、質問書（本財団様式）により質問の内容を、前記「2」の契約事務担当部署に提出しなければならない。

申請期間	前記「4 (4)」のとおり
申請先	前記「2」の契約事務担当部署のとおり
申請方法	メールでの提出に限る。 上記申請期間内に必着とする。なお、提出した旨を、前記「2」の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
申請書類	質問書（見積合せ説明書関係）（本財団様式）

(3) 回答の公表

質疑の回答については、下記の日時に財団ホームページ及びフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページにて公表するため、必ず内容を確認すること。

公表予定日時	平成31年2月22日 午後1時（予定）
--------	---------------------

なお、上記公表予定日時に関わらず、急を要する回答については、同ホームページにて隨時公表することとし、公表の際は参加資格確認申請済みの者に限り別途周知するものとする。

8 見積手続等

(1) 見積方法

下記の期間内に見積書の提出を行うこと。

提出期間	前記「4 (5)」のとおり
提出先	前記「2」の契約事務担当部署のとおり
提出方法	見積書を直接持参または郵送（郵送の場合は事前に申し出ること）すること。 【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から正午まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。 【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。

(2) 見積書に記載される金額

見積額は総価とする。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を見積書に記載すること。なお契約金額は消費増税を適用要件に基づき反映した額とする。

また、見積金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

9 無効となる見積

次のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積合せに参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む見積
- (3) 開札時において文字、数字等が判読できない見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 談合その他不正行為により見積を行ったと認められ、又は不正行為が行われたおそれが非常に強い見積
- (6) 同一の見積について、自己の他、他人の代理人を兼ねて見積した者の見積
- (7) 同一の見積について、2以上の代理人をした者の見積
- (8) 数人が共同して行った見積
- (9) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で行った見積
- (10) その他、指示した条件に違反して見積した者の見積

10 見積の辞退等

- (1) 見積書提出後辞退の禁止

見積合せ参加者は、見積書の受付期間内は、見積合せを辞退することができる。

ただし、見積書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても見積書の引換え、変更又は撤回を認めない。また、見積合せの辞退を行った後は、辞退の撤回を行うことはできない。

- (2) 辞退の方法

見積合せ参加者は、参加資格を喪失する等の事由が生じた等の理由により見積合せを辞退するときは、見積書の受付期間中に「見積合せ参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

- (3) 不利益な取扱いの排除

見積合せを辞退した者に対しては、これを理由として以後の見積合せ参加等において不利益な取扱いをすることはないものとする。

(4) 見積書未到達の場合の取扱い

見積書の受付期間を過ぎても見積書が到達していない場合は、当該見積合せ参加者が見積合せを辞退したものとみなす。

1 1 見積合せ執行の中断、延期、中止等

見積合せ執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、見積合せの執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、見積合せの執行を中断、延期、中止に変更（以下「中断等」という。）する場合がある。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通断絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、見積合せ執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 見積合せ参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により見積合せの執行を中断等すべきと判断したとき。

1 2 落札者の決定

(1) 落札者又は落札候補者の決定方法

前記「9」に定める見積合せの無効に関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき同価格の見積をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。また、著しく低価格の場合は当該見積者に照会することがある。

1 3 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

(1) 誓約書の提出

落札金額が500万円（税込）以上の案件については、排除要綱第11条第1項に基づく誓約書（本財団様式、理事長あてのもの）を契約締結までの間に、落札者は契約書類と合わせて前記「2」の契約事務担当部署へ提出すること。

- (2) 受注者は、契約金額が500万円（税込）以上の再委託契約及び資材、原材料の購入契約その他の契約をしたとき（再委託先が資材、原材料の購入契約その他の契約をしたときを含む。）は、当該契約の締結後、当該契約の相手方から堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（本財団様式）を徴取して、速やかに前記「2」の契約事務担当部署へ提出すること。

1 4 参加資格を満たさなくなった参加者、落札候補者又は落札者について

- (1) 理事長は、開札から落札決定までの期間において、参加者又は落札候補者が前記「3」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、落札者としないものとする。
- (2) 理事長は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次のアに該当した場

合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しない。

ア 前記「3」に掲げる要件を満たさなくなった場合（下記イ又はウに該当する場合を除く。）

イ 入札参加除外を受けた場合

ウ 府警からの通報等があった場合

1.5 その他

- (1) 落札決定後、10日以内（理事長が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。
また、契約締結に際しては、見積書を作成し、提出すること。
- (2) 契約保証金 要（契約金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の10以上）。ただし、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第28条の2に該当する場合は、免除する場合がある。
- (3) 契約書作成の要否 要。
なお、契約書の案については、財団ホームページ及びフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページに掲載しているので必ず内容を確認し、了承した上で、参加すること。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 参加者は、参加資格確認申請後、合格の通知を受けた後又は開札後等の時点において、前記「3」に掲げる事項を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに本財団に報告すること。
- (6) 契約の締結に関しては、落札者に対して別途前記「2」の契約事務担当部署から連絡を行う。
- (7) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、平成31年度予算の成立を前提とする。
(予算が成立しない場合は、本件調達に係る見積合せ説明書等に基づいてなされた行為は無効とする。)